

平成28年12月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第1443号 解約料条項使用差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年9月16日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

原 告 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク

同 代 表 者 理 事 高嶋英弘

同訴訟代理人弁護士 長野浩三

野々山宏

志部淳之介

伊吹健人

下坂高弘

中村和浩

谷文彰

同訴訟復代理人弁護士 森貞涼介

山田博司

京都府相楽郡精華町光台七丁目11番地

被 告 株式会社KCN京都

同 代 表 者 代表取締役 今里英之

同訴訟代理人弁護士 越本幸彦

大塚将晃

主 文

1 被告は、消費者との間で、インターネット接続サービス契約を締結するのに際し、「消費者が、有料利用開始日から起算して2年間の最低利用期間満了までに解約する場合、解約時に、消費者が被告に対し、最低利用期間の残

余期間分の利用料金を一括して支払う」旨を内容とする意思表示を行ってはならない。

2 被告は、その従業員らに対し、被告が前項記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示せよ。

3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、電気通信事業等を目的とする事業者である被告に対し、被告のインターネット接続サービスに関する契約（以下、「本件インターネット契約」という。）の約款（以下「本件約款」という。）中にある、有料利用開始日から起算して2年の最低利用期間を定め、その期間内に消費者が本件インターネット契約を解約したときは、2年の残余期間分にかかる利用料金全額を一括して支払う旨の条項（以下「本件解約料条項」という。）が法9条1号及び10条により無効であるとして、法12条3項本文に基づき、本件解約料条項を含む本件約款を用いた意思表示をすることの差止め、及び従業員への上記意思表示をするための事務を行わないことの指示を求める事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、平成19年12月25日、法13条に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、平成22年12月24日、その有効期限の更新の認定を受けた適格消費者団体である。

イ 被告は、電気通信事業等を目的とする株式会社であり、法2条2項の「事業者」である。

(2) 被告と消費者との間のインターネット接続契約

ア 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、本件インターネット契約を締結するに際し、本件解除料条項を含む本件約款を用いており、今後も同内容の意思表示をする可能性がある。

イ 本件約款には、以下の条項がある（甲4）。

(ア) 本サービスには、2年以内で当社が別に定める最低利用期間があります（第8条1項）。

利用契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます（第8条2項）。

(イ) 当社が提供する本サービスの料金は、登録料、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります（第44条1項）。

別表の料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税相当額を加算した額とします（第44条2項）。

(ウ) Kブロードインターネットサービスには、最低利用期間があります（第46条の2第1項）。

前項の最低利用期間はKブロードインターネットサービスの有料利用開始日から起算して2年間とします（第46条の2第2項）。

Kブロードインターネットサービス契約者は、前項の最低利用期間内にKブロードインターネットサービス契約の解除又は品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに当該サービスの残余期間分の利用料

金を一括して支払っていただきます。ただし第20条（当社が行う契約の解除）第1項第3号の規定によりKブロードインターネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。（第46条の2第3項、本件解約料条項）

(エ) 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。（第50条1項）

(オ) 料金表に記載されている月額利用料は以下のとおりである。

a	Kブロード光1ギガ	5500円
b	Kブロード光300メガプレミアム	5000円
c	Kブロード光100メガプレミアム	4500円
d	Kブロード30	4300円
e	Kブロード5	3500円

(3) 原告は、被告に対し、平成27年3月12日、法41条1項に定める書面（甲5）をもって、消費者との間で、本件解約料条項を用いた意思表示を行わないこと等を請求し、同書面は、同月13日、被告に到達した。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件解約料条項は法9条1号により無効といえるか（争点①）

（原告の主張）

ア 本件解約料条項は、2年の最低利用期間の期間内に、消費者が契約の解約をした場合、2年のうち残余期間分にかかる利用料金全額の一括支払を求めるものであるが、以下のとおり、法9条1号の「平均的な損害」の額を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであるから、無効である。

イ まず、被告が主張する直接工事費及び間接工事費の合計である初期工事費用（以下、直接工事費及び間接工事費の合計を「初期工事費用」といい、その他の費用を含めた場合を「初期費用」という。）は「平均的な損害」に含まれない。初期工事費用を含めた初期費用は、2年間契約が継続した場合には請求できなかった費用であり、解約することにより初期費用が請求できるというのは不當である。そもそも、法9条1号は「解除に伴い」発生した損害のみが算定の基礎となるから、初期費用のように、中途解約するか否かに関わらず既に被告が支出している費用は「解除に伴い」発生した損害とはいはず、損害との因果関係がない。しかも、本件インターネット契約においては、本件約款上、初期費用を消費者の負担とする定めが設けられていない。仮に初期費用を消費者が負担すべき場合があったとしても、初期費用の説明文書によれば、工事費を0円とするキャンペーンが適用されるのであって、2年の最低利用期間内に解約すれば、消費者が工事費等の初期費用を負担する旨の定めはないのであるから、キャンペーンの適用によって、消費者が負担しないものとして精算されているため、解除に伴う損害として、初期費用を消費者に負担させることはできない。

ウ さらに、逸失利益についても、当然に「平均的な損害」に含まれるわけではない。仮に含まれるとしても、本件インターネット契約の解約によって、被告は消費者に対するサービスの提供を免れるのであるから、それによって支出を免れた経費を引いた額を上限とすべきである。

エ そうすると、本件解約料条項は、支出を免れた費用を差し引くことなく、2年のうち残余期間分にかかる利用料金全額の一括支払を求めているのであるから、平均的な損害を超えることは明らかである。

(被告の主張)

ア 本件解約料条項は、法9条1号の「平均的損害」の額を超えて損害賠償又は違約金の支払を求めるものではないから、有効である。

イ まず、「平均的な損害」に含まれるものとして、各契約者が被告のインターネットサービスを利用するにあたって要する工事費等の費用が挙げられる。すなわち、契約者が被告のインターネットサービスを利用するにあたっては、インターネット接続環境を整備するために、設計申請調査費、引込工事費、宅内工事費及び機器費等の直接工事費を要するほか、工事の管理・監督等の間接工事費も要する。これらの初期工事費用は、商法512条及び本件約款第44条並びに50条によれば、契約者が負担すべきものであるが、被告は、多くの利用者に低額でインターネットサービスを利用してもらうために、キャンペーンの適用により、前記初期工事費用を全ていっただん被告において立て替えた上で、その後の利用料の支払によって収支を保つことを前提に、契約条件を設定している。したがって、被告は、かかる初期工事費用や契約締結後のランニングコスト等を考慮して、最低利用期間の2年を定め、本件解約料条項において、最低利用期間内に解約された場合には残余期間の利用料相当額を支払うことを定めているのである。

ウ また、上記の初期工事費用のほか、逸失利益も「平均的な損害」に含まれると考えるべきである。法9条1号の趣旨は、消費者に過大な義務が課せられることのないよう、損害賠償の予定や違約金について、事業者に生じる平均的損害を超えてはならないとする点にある。民法の原則上、損害賠償の予定又は違約金を請求する際には、逸失利益の考慮が許されていること、法9条1号の「平均的損害」は民法416条にいう「通常生ずべき損害」と同義であること、特定商取引法や割賦販売法の規定とは異なり、逸失利益の請求が不当ともならないことからすれば、逸失利益も「平均的損害」に含まれる。

エ 本件インターネット契約の一契約あたりの平均月額利用料は4462円であるところ、初期工事費用は、一契約あたり合計14万2992円であ

り、2年間の平均月額利用料の合計額（ $4462円 \times 24月 = 10万7088円$ ）を上回ることは明らかであるから、本件解約料条項は「平均的損害」の額を超えて損害賠償又は違約金の支払を求めるものではない。

(2) 本件解約料条項は法10条により無効といえるか（争点②）

（原告の主張）

ア 本件インターネット契約の性質は準委任契約であるところ、民法上、準委任契約の各当事者はいつでも契約を解除することができると定められている（民法656条、651条1項）。

イ しかし、本件解約料条項は、2年の最低利用期間を定め、その期間内に解約する場合には、残余期間にかかる利用料全額の一括支払を求めるものであるから、契約の継続を間接的に強制するものである。他の同種事業者では6か月という期間を定めている例があるが、それと比較しても、2年という期間により、本件解約料条項が不恰當に長期間にわだって消費者を拘束し、かつ高額な解除料を請求していることは明らかである。

ウ このような条項は、解約を一切認めないと同様の効果を持たせるものであり、本来、消費者は自由に解約できる権利を有しているにもかかわらず、それを制限し、かつ、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であるから、法10条により無効である。

（被告の主張）

ア 消費者は、被告からの説明を受けて、契約内容を理解した上で、被告との間で本件インターネット契約をする以上、本件解約料条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとはいえないから、法10条に反するものではない。

イ また、解約条項や違約条項は、各社の提供するサービスや費用対効果、営業判断のもとで決定されていることからすれば、それらを一律で論じることはできないのは当然であり、本件解約料条項について、他の同種事業

者と比べること自体、失当である。また、他社と比較しても、本件解約料条項の最低利用期間が著しく長期ではないし、解約料も高額とはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実、証拠（甲4、10、乙3～6、13の2、14、16、19、21の1～7、22の1～5）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告は、インターネット等の通信事業のほか、ケーブルテレビに関する放送事業等も行っており、その営業地域は、京都府の一部の地域（宇治市、城陽市、京田辺市、精華町及び木津川市の一部）で、主に郊外の住宅エリアの一戸建住宅を契約対象としている。被告の従業員数は約30名であり、被告の年間の総事業収入（平成26年度）は約13億5500万円で、そのうちインターネット事業の収入は約8億1600万円である。また、被告の、全国の電気通信サービスにおける事業者別シェアは、0.078%であり、総契約者数（概数）は2万1000件（平成27年度）であり、地域に根付いた比較的小さな規模の事業を行っている。

(2) 被告の取り扱う契約には、①ケーブルテレビのみの契約、②インターネットのみの契約、③ケーブルテレビ及びインターネット双方の契約の3種類があり、本件解約料条項が問題となるのは、②及び③である。また、インターネット契約の種類は、光配線方式（Kブロード光100メガプレミアム、Kブロード光300メガプレミアム及びKブロード光1ギガの3種類）及び同軸配線方式（Kブロード5及びKブロード30の2種類）の合計5種類ある。そして、これらのインターネット契約については、その種類に応じて、3500円から5500円までの異なる月額利用料が設定されているが、一契約あたりの月額利用料の平均は、平成27年4月から6月までの実績に基づくと4462円である。

(3) 契約者が、被告との間でインターネットサービスを利用するにあたっては、

各契約者の住宅内におけるインターネットの接続環境を整備するため、初期工事を行うことが必要となる。被告は、同初期工事を全て外注しているが、その費用のうち、直接工事費の内訳は、設計申請調査費（設計費及び調査費）、引込宅内工事費（申請調査、ミニクロ工事、引込工事、宅内工事及び無線ルータ工事）、機器費（モデム及び無線ルータ）であり、平成25年及び平成26年の実績に基づいて、これらにかかる金額を平均すると、一契約あたり合計10万3618円である。

(4) 契約者は、本件約款上、本件インターネット契約を解約することができるようになっている（本件約款第19条）が、2年間の最低利用期間が定められている（同第46条の2）。当該契約が解約された場合、これに伴う被告の収支への影響としては、解約以降の当該契約の月額利用料収入を失うことになる一方、少なくとも当該契約者に係る業務委託費及び金融機関の引落手数料については、解約以降の支出を免れることになり、その金額は一契約あたり合計月額178円である。（被告は、日々のランニングコスト等の諸経費（原価）が売上額の約75%から約80%程度を要するとも主張しており（被告準備書面（1）等）、これに沿う証拠（乙14）もあることから、支出を免れる費用が月額178円に限られるのか判然としない。）

(5) 被告は、比較的小規模な電気通信事業等の事業者が新規加入者を獲得するための方策の一つとして、本件インターネット契約に関して、新規加入者を対象に、初期費用の契約者負担が軽減される旨のキャンペーン名目の勧誘を常時行っている。

被告が顧客勧誘用に配布等するキャンペーン説明文書（甲10）（なお、キャンペーン説明文書には、「平成27年1月2月3月1日申込分までのキャンペーン価格」との記載があるが、当該キャンペーンがその後も継続され続けていることは、当事者双方が前提としており、その後当該キャンペーン内容が変更されたと認めるに足りる証拠はない。）には、被告との間でインター

ネット契約のみを締結する場合、キャンペーンが適用されないと適用されるときとの対比の形で、初期費用の契約者負担について、引込工事負担金は「21,000円」のところが「0円」に、ONU取付工事費（モデム取付工事費）は「15,000円～」のところが「0円～」になること、他に契約者の負担する初期費用としては、インターネット申込事務手数料の300円のみであることが説明されている。また、キャンペーン説明文書には、「Kブロードインターネットは、標準で2年間の最低利用期間が設定されています。最低利用期間内に解約された場合は、残余期間支払い相当額を一括してお支払いいただきます。」との注記がある一方、最低利用期間内の解約の場合に、上記キャンペーンが適用されなくなる、初期費用の契約者負担額に変更があるといった記載はない。

なお、上記キャンペーン説明文書には、ケーブルテレビ契約加入時の初期費用についての説明もされているが、その注記として、「キャンペーン価格でケーブルテレビ（デジタルコース）にご加入後、2年未満でケーブルテレビ基本コースのみにコース変更される場合、コース変更・機器撤去費6,400円と、初期費用の正規料金（61,000円）からお支払済みのキャンペーン価格（27,000円又は15,000円）を差し引いた残額を申し受けます。」との記載がされている。

(6) 被告における平成22年度から平成26年度までのインターネット契約の解約率（各年の解約者数を各年の年末時点における加入者数に解約者数を加算した人数で除した率）は、平均4.3パーセント程度であり、平均利用年数は約22.2年（計算の仕方により、少なめに計算しても約17.4年となる。）である。

2 争点①（本件解約料条項は法9条1号により無効といえるか）について

(1) 「平均的な損害」の意義など

ア 「平均的な損害」（法9条1号）とは、同一事業者が締結する多数の同

種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害額をいうものと解される。ここで「損害」の意義が問題となる。

イ 法9条1号は、事業者が消費者に対して、契約の解除に伴い当該事業者に生じた「平均的な損害」の額を超える損害賠償の額の予定又は違約金の定め（以下「損害賠償額の予定等」ともいう。）をした規定は、その超える部分を無効である旨規定している。その趣旨は、債務不履行による解除の場合、損害賠償額の予定等は、当事者が合意すれば、裁判所もそれに拘束されるが（民法420条1項），民法の原則上、債務者に債務不履行があつたときでも、債権者はその債務不履行から通常生ずべき損害しか請求できないところ（同法416条），事業者と消費者との間で締結される契約（以下「消費者契約」という。法2条3項参照）においては、事業者がその優位的な立場を利用して、前記の損害賠償の趣旨を超えた、いわば違約罰のような高額な違約金を規定する場合があり得るため、消費者に過大な義務を課すことがないよう、それを制限することにある。したがって、消費者契約については、民法420条の規定を一部消費者にとって有利に修正し、前記趣旨が潜脱されることを防ぐため、債務不履行による解除だけではなく、約定解除の場合にも、事業者が不当に利益を得ることがないよう制限が加えられているのである。ただし、消費者契約であっても、私人間の契約であることに違いはないから、民法上認められる、事業者が実際に契約の解除によって被った損害賠償の請求までをも制限すべき理由はない。

ウ すなわち、ここでいう「平均的な損害」の「損害」とは、民法416条にいう通常生ずべき損害と同義であると解される。また、具体的に「損害」にあたるかどうかの判断にあたっては、前記の趣旨に鑑みると、単に他の事業者との比較によって導かれるものではなく、消費者契約の当該契約類型における合意内容にしたがって、個別具体的に判断すべきである。

エ また、法9条1号は「解除に伴い」事業者に生ずべき損害であることを前提にしているため、事業者が何らかの費用などを負担したとしても、それが「解除（解約）に伴い」生じるものといえるかについても、検討する必要がある。

(2) 初期工事費用の負担に関する本件インターネット契約の定め

ア 原告は初期費用について主張しているが、初期費用の大部分は初期工事費用であり、被告が損害として主張するのは初期工事費用であることから、以下では初期工事費用について検討する。被告は、前記1(3)で認定の初期工事外注費10万3618円に加え、その38%として推計した間接工事費3万9374円（ただし、初期工事全体を外注する中で、具体的にいかなる費用をもって間接工事費とする趣旨かは明らかではない。）を併せた14万2992円を初期工事費用とし、これをもって、解約に伴い事業者である被告に生ずべき「損害」である旨主張する。この主張は、本件インターネット契約が契約者によって解約された場合には、同初期工事費用を契約者が負担すべきことを前提に、これをもって当初負担をした被告の「損害」と構成するものといえるため、当該契約の内容がそのようなものといえるかを、まず検討する。

イ 前記1(5)で認定のとおり、被告は、本件インターネット契約の新規加入者を獲得するため、初期工事費用の契約者負担はない（あるいは、ONU取付工事費として、契約締結に際して決められる定額）ことを強調した勧誘活動を行っている。このことは、名目こそ期間限定のキャンペーンとしているものの、実際には被告において常時行われているものであり、契約者もこれを前提に契約を締結しているものといえるため、本件約款に記載されているものではないものの、本件インターネット契約の基本的・標準的な内容の一部になっているものといえる。

そして、キャンペーン説明文書には、本件インターネット契約につき、

本件約款に沿う形で、2年間の最低利用期間があり、この期間内に解約した場合は残余期間支払相当額を一括して支払う旨の説明こそあるものの、最低利用期間内に解約した場合に、上記キャンペーンが適用されなくなる、初期工事費用の契約者負担額が変更されるなど、初期工事費用の負担者及び額と最低利用期間内の解約とを関連付けた記載はない。このことは、同じ文書内において、ケーブルテレビ契約のコース変更につき、一定の場合には、初期費用の追加負担が契約者に発生する旨注記されていることと対照的ともいえる。このようなキャンペーン説明文書からは、本件インターネット契約の新規加入者において、最低利用期間内に解約した場合に、初期工事費用の全部又は一部を追加で負担することになるものと読み取ることはできないし、また、上記「残余期間支払相当額」が、初期工事費用の全部又は一部を契約者が追加負担する趣旨を含むものと理解することもできない。

加えて、本件約款にも、最低利用期間内に契約が解約された場合に、契約締結時に定められた初期工事費用の負担者や額が変更されるとの記載は存在しない。

このような検討に照らせば、本件インターネット契約においては、初期工事費用の契約者負担はない（あるいは、ONU取付工事費として、契約締結に際して決められる定額）ことが約定されている（以下「本件初期工事費用約定」という。）一方、2年間の最低利用期間内の解約がされた場合に、本件初期工事費用約定の適用がなくなるなどを別段定めるものではないから、そのような解約があった場合でも、当初の本件初期工事費用約定の効力が存続するものと解される。

ウ 被告の主張について

(ア) まず、被告は、商法512条及び本件約款第44条、50条によれば、初期工事費用は契約者が負担するものであるなどと主張する。被告の主

張は、初期工事費用は、商法及び本件約款の規定からすると、本来は契約者が負担するものであるが、キャンペーン（当裁判所が認定するところの本件初期工事費用約定）の適用によって、被告の負担となっているところ、最低利用期間内の解約があった場合には、上記キャンペーンの適用がなくなり、その結果、商法及び本件約款の規定に従い、初期工事費用は契約者が負担すべきことになるとの趣旨と解される。

しかし、最低利用期間内の解約があった場合も、本件初期工事費用約定の効力が存続すると解されることは、上記イで検討したとおりであり、被告の主張はその前提において採用できない。

また、この点を措いて考えたとしても、確かに、本件約款第50条によれば、工事費用を契約者が負担する旨の記載があるが、契約者が負担すべき具体的な内容は本件約款上明示されていない。一方で、本件約款には「当社が提供する本サービスの料金は、登録料、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。」（本件約款第44条第1項）との記載があり、サービスの料金に工事に関する費用が含まれるとも読み取れる記載になっており、料金表に定められているのが月額利用料のみであることからすれば、本件約款が、契約者において月額利用料のほか、初期工事費用を契約者が別途負担することを明示するものとはいえない（むしろ、契約者は、初期工事費用を、月額利用料の中でのみ支払っていくことが予定されているといえる。）。加えて、本件インターネット契約において、被告は、契約者から月額利用料という対価（報酬）の支払を受けているのであるから、商法512条の適用によって、当然に初期工事費用を別途支払うべきと解されるものではない。そのため、被告の主張は、上記キャンペーンの適用がなければ、初期工事費用は、当然に契約者が月額利用料とは別に負担すべきことになるとしている点においても、採用で

きない。

(イ) また、被告は、キャンペーンの適用により、初期工事費用を被告の方で肩代わりすることによって、契約者は低額の負担でインターネットサービスを利用できるという利益を享受できる旨主張する。

しかし、キャンペーン説明文書によれば、キャンペーンの適用によって、契約者が負担しないこととなったのは、引込工事負担金2万1000円とONU取付工事費1万5000円以上の初期工事費用にとどまるのであり、キャンペーンの適用がないものとしても、被告が主張するような10万円を超える初期工事費用を、契約者が全額負担する契約内容であるとは解されず、被告の主張は、キャンペーンによる契約者の利益を実際以上に強調しているものといわざるを得ない。また、そのような契約者にとっての利点を強調することで新規加入者獲得を図ったのは、被告の事業上の選択であり、初期工事費用の全部（又は大半）の当初負担を受け入れることで競争力を得ようとしたものといえる。そのような中、契約者による解約という形で事業上のリスクの一部が顕在化したとしても、いわば被告の事業上の選択の結果というほかなく、このことをもって、被告に不当な結果を強いるものとはいえない。

いずれの観点でも、被告の指摘する事情は、初期工事費用の負担に関する合意の認定や解釈に反映させるべきものとはいえない。

(ウ) したがって、本件インターネット契約において、初期工事費用を契約者が負担するという商法上又は約款上の根拠があるという被告の主張は採用できない。

エ なお、以上検討してきたところによれば、本件インターネット契約においては、あくまでも初期工事費用については月額利用料の中から回収を図るものといえる。

他方で、本件約款では、2年間の最低利用期間を設けた上で（本件約款

第46条の2第2項），本件解約料条項が置かれている。通常、事業者が一定の期間を契約継続すべき期間として設定する場合、事業の規模、契約件数やコストなどのさまざまな事情を考慮した上で、事業者の営業政策的判断の下、合理的に定められるものであり、本件の被告も2年間という期間を、そのような判断の下で定めているということができる。

ここで、被告の主張する利益計算を前提にすると、最低利用期間である2年間で初期工事費用の全額を回収することはできず、契約上は、全額回収が法的に確保されたものとはなっていないことになるが、この点は、個々の契約単位では全額回収のできない場合があることを前提に、実際上長期間の契約存続が多くの契約者において期待できるであろうことから（前記1(6)の認定によると、平均約22.2年（少な目に計算しても約17.4年）である。），事業全体として回収するというスキームを採用していると見ることができると解される。

(3) 本件における「平均的な損害」について

ア 以上のような本件インターネット契約の内容を踏まえて、本件インターネット契約の解約に伴い事業者である被告に生ずべき「平均的な損害」を検討する。

イ まず被告は、初期工事費用について、契約締結時には被告が負担するが、最低利用期間内に解約された場合には、契約者が負担すべきであるから、解約に伴い生ずべき「平均的な損害」に含まれる旨主張する。しかし、前記のとおり、本件インターネット契約は、初期工事費用について契約者の負担はなし（あるいは、ONU取付工事費として、契約締結に際して決められる定額）とする本件初期工事費用約定を含むものであり、本件インターネット契約が最低利用期間内に解約されたとしても、本件初期工事費用約定の適用は存続し、契約者の追加負担が発生するものではないと解される（経済的実質においては、月額利用料の受領を通じて、初期工事費用の

回収が図られているが、その全額回収は、個々の契約内で法的に確保されているものではなく、長期に存続する契約が実際上多数であろうとの期待の下で、事業全体で行っていくというスキームが採用されていると見ることができる。）から、初期工事費用が被告の「平均的な損害」に当たるとする前提を欠くというべきで、被告の主張は採用することができない。

ウ なお、そもそも初期工事費用は、契約者による解約の有無にかかわらず、既に発生している費用である。事業者である被告からすれば、経済的には契約者からの利用料収入によって回収を図るべき初期投資でこそあれ、法的には「解約に伴い」生じる費用ではないのであるから、この一事をもつても、「解約に伴い」被告に生ずべき平均的な損害の算定上反映させることはできないというべきである。

一方で、初期工事費用のうち、2年間の最低利用期間の残余期間分の利益によって回収できる分に限ってみれば、最低利用期間の定めによって、回収が法的に確保されていたはずの費用が、この定めを遵守しない契約者の解約によって回収できなくなるという意味において、「解約に伴い」被告に生ずべき損害を見る余地もある。しかし、このことは、結局のところ、後記エで、上記期間における逸失利益を、解約に伴い被告に生ずべき損害と認めることにはかならず、これと重ねて、別の損害を認めることになるものではない（逸失利益を解約に伴う損害と認めれば、履行利益の確保を認めることになり、解約によっても契約目的を達成するとの等しい状態になるのであるから、さらに履行利益確保のために要した費用分を損害として認める必要がないのは当然である。）。

エ 他方で、被告は、最低利用期間の利用料を確保する趣旨で、当該期間を設定し、契約者も最低利用期間の設定について合意していること、本件インターネット契約が解約された場合の被告の収支は、契約の種類に応じて3500円から5500円までの月額利用料の収入を失う一方で、少なく

とも月額178円の支出を免れることに鑑みると、当該収支変動の差額分のうち最低利用期間である2年間の残余期間分は、解約がなければ、契約に基づき得られた利益を逸失するものであり、解約に伴い被告に生ずべき損害（逸失利益）であるということができるから、「平均的な損害」に当たるというべきである（逸失利益の算定においては、残余期間分の月額利用料が基本となるものの、本件インターネット契約を解約されることによって被告が支出を免れる費用については、当該解約に伴って生じる損害とはいえないから、これを「平均的な損害」から控除すべきである。）。

オ エの逸失利益のほかに、本件インターネット契約の最低利用期間内の解約に伴って、被告が負担することになる費用や失うことになる収入があることを認めるに足りる証拠はない。

カ したがって、解約に伴って被告に生ずべき「平均的な損害」は、月額利用料から支出を免れた費用を控除した額であると認められる。

(4) よって、本件インターネット契約が最低利用期間内に解約された場合、被告に生ずべき「平均的な損害」は、最低利用期間の残余期間分の月額利用料から、支出を免れる費用（少なくとも月178円）を控除した額であるところ、本件解約料条項では、残余期間分の月額利用料全額の支払を請求できるものとしている。したがって、本件解約料条項は「平均的な損害」を超える損害賠償額の予定等をするもので、差額は月178円（月額利用料との比でいえば、約3～5%）を下るものではないのであるから、その超過部分が無効であるというべきである。

3 小括

以上のとおり、本件解約料条項のうち、「平均的な損害」を超える部分については法9条1号により無効であり、被告において、本件約款を事業のために用いており、今後も不特定多数の消費者との間で、本件約款に含まれる本件解約料条項に基づいた意思表示を行うおそれもあるから、その余の点を判断する

までもなく、原告による法12条第3項に基づく差止めが認められる。なお、本件解約料条項には一部有効な部分（月額利用料から、支出を免れる費用を控除した額の部分。ただし、前記2(4)のとおり、支出を免れる費用が月額178円に限られるのか判然としない。）があるが、本件差止請求は、あくまで本件約款の本件解約料条項を現状のまま使用して意思表示することの差止めを求めるものであり、本件解約料条項の修正を求めるものではない。また、本件解約料条項に基づく意思表示は一つであるから、本件解約料条項中の無効部分を特定した差止めを認めるのではなく、本件解約料条項に基づく意思表示の差止めを認めるべきである。

また、法12条3項の「当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」とは、不当契約条項に関する行為の停止又は予防の実効性を図るものであれば、例示にかかる物の廃棄若しくは除去などの物的手段への対応のみならず、事業活動を実際に担当する従業員といった人的手段への対応も含まれると解することができるところ、被告においては、従前、従業員らが、被告の事業の一環として、本件約款に含まれる本件解約料条項に基づいた意思表示を行う事務を行っていたことが推認できるから、被告に対し、従業員への上記事務を行わないよう指示させることは、本件解約料条項に関する予防の実効性を図るものということができる。したがって、上記指示を命じることも認めるべきである。

第4 結論

よって、原告の請求は、全て理由があるから認容し、訴訟費用の負担について、民訴法61条を適用し、仮執行宣言を付すのは相当でないから、これを付さないこととし、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第7民事部

裁判官 松川充康

裁判官 秋本円香

裁判長裁判官 浅見宣義

これは正本である。

平成28年12月9日

京都地方裁判所第7民事部

裁判所書記官 西畠元就

